

## 消防法違反公表要綱

昭和 56 年 11 月 1 日消防本部訓令第 5 号

(公表の目的)

**第 1 条** この要綱は、消防法令の違反防火対象物についての情報を住民に公開することにより、住民の防火安全に対する認識を高めるとともに、防火管理の適正化及び消防用設備等の設置等を促進させるため「公表」を行うことを目的とする。

(公表対象物の範囲)

**第 2 条** 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)別表第 1 に掲げる防火対象物とする。

(公表の基準)

**第 3 条** 防火管理、消防用設備等が消防法令に違反していること又は、火災が発生したならば人命に対する危険度が高いと認められること等により、消防法に基づき措置命令を発し、当該命令に違反してその期間内に何らの措置を講じない防火対象物とする。

(公表の内容)

**第 4 条** 前条の規定に基づき、公表する内容は、次のとおりとすること。

- (1) 防火対象物の所在地及び名称
- (2) 違反の内容等

(公表の方法)

**第 5 条** 前条の内容について、報道機関に公表するとともに広報紙等に掲載して行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。